

栗東市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月22日

栗東市監査委員 大橋 慎一
栗東市監査委員 三木 敏嗣

定期監査（令和5年度5月）結果

1. 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

3. 監査の対象及び監査期日

大宝幼稚園 令和5年5月17日

治田西幼稚園 令和5年5月25日

大宝西保育園、大宝西幼稚園 令和5年5月29日

（書類審査）

上記以外の市立幼稚園・保育園・幼稚園

4. 監査にあたった監査委員

井之口 秀行（令和5年6月23日退任）

中野 光一（令和5年5月31日退任）

5. 監査の着眼点と実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合をしながら審査を実施した。また、事業の実施状況等について関係者から説明を聴取し監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の範囲内においては、予算の執行及び財務に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。事務処理上留意すべき簡易な事項については先に関係者に通知したため記載を省略している。引き続き適正な事務の執行に努められたい。

個別の所見事項は以下のとおりである。

【幼稚園、保育園、幼稚園】

毎月の支払調書において、不適切な事務処理の防止についてご留意いただき、複数人による点検をいただくとともに、請求書などの事務処理を迅速にするなど、適切な予算執行に努められたい。研修会に参加した際は、実践的知識や指導技術を習得し、書面のみではなく実施によるOJTにより、保育者の質をより一層高められたい。保育ICTシステムのキッズビューを最大限に活用し、保育者の事務負担軽減やさらなる保育の質の向上に取り組まれたい。

以上